

○木下委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議に欠席等の届出はありません。

ここで、無所属議員を委員外議員として出席を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○木下委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○木下委員長 再開いたします。

まず、1つ目の協議事項であります、令和3年第1回定例会の運営について、(1)市長提出議案のうち配付済みのものにつきまして、理事者から説明を受けたいと思います。

○野崎総務部長 令和3年第1回定例市議会を2月19日開会ということで、2月12日に招集告示をさせていただきましたので、議案につきまして御説明を申し上げます。

今回提出いたしました議案は、議決案件として、令和2年度各会計補正予算が10会計、令和3年度各会計予算が11会計、条例の制定が41件、指定管理者の指定、包括外部監査契約の締結、市道路線の廃止及び認定がそれぞれ1件、並びに報告案件が3件の、合わせて69件となっております。

議案第1号から議案第10号までの令和2年度各会計補正予算、議案第16号から議案第26号までの令和3年度各会計予算につきましては、後ほど総合政策部長のほうから御説明をさせていただきます。

議案第11号から議案第14号までにつきましては、いずれも条例の制定でございまして、議案第11号につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画に基づき、利子補給事業の財源に充てるため、基金を設置しようとするものでございます。

議案第12号につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、引用条項を整備しようとするものであります。

議案第13号につきましては、動物の愛護及び管理に関する事業に必要な経費の財源に充てるため、議案第14号につきましては、科学館の展示施設の整備及び科学館事業に必要な経費の財源に充てるため、それぞれ基金を設置しようとするものであります。

議案第15号につきましては、指定管理者の指定についてでありまして、地域保育所の指定管理者に一般財団法人旭川保育協会を指定し、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、その管理を行わせようとするものであります。

議案第27号から議案第63号までにつきましては、いずれも条例の制定であります。

議案第27号につきましては、令和3年度における特別職の職員の、議案第28号につきましても、同年度における公営企業の管理者の給料月額の特例をそれぞれ定めようとするものでございます。

議案第29号につきましては、北海道条例の廃止等に伴い、行商登録等に係る手数料の廃止、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等に係る規定の整備を行うほか、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第30号につきましては、基準省令の一部改正に伴い、電気自動車等に使用する急速充電設備の設置に係る規定を整備しようとするものでございます。

議案第31号につきましては、道路運送法の一部改正に伴い、所掌事項に係る規定を整備するほか、道路運送法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第32号から議案第38号までにつきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、議案第39号から議案第41号までにつきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、それぞれ所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第42号につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正等に伴う規定の整備のほか、均等割、平等割の賦課割合の変更、賦課限度額の引上げなど、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第43号につきましては、介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料率の算定における特別控除に係る規定を整備するほか、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第44号から議案第50号までにつきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第51号につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、心理療法担当職員の資格に係る規定を整備しようとするものでございます。

議案第52号につきましては、さくら保育所及び東鷹栖第4保育所を廃止するほか、東鷹栖第2保育所の名称を変更しようとするものでございます。

議案第53号につきましては、食品衛生法の一部改正に伴い、営業の届出に係る規定等を整備するほか、食品衛生法施行令の一部改正に伴う手数料に係る規定の整備及び食品衛生法施行規則の一部改正に伴う営業の休廃止等の届出に係る規定を整備しようとするものでございます。

議案第54号から議案第56号までにつきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第57号につきましては、動物の愛護及び管理に関して必要な事項を定める等のため、条例を制定しようとするものであります。

議案第58号につきましては、浄化槽法の一部改正に伴い、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に係る規定を整備しようとするものでございます。

議案第59号につきましては、令和3年度において、動物の飼育及び健康管理に必要な経費の財源に充てるため、基金の処分に係る規定を整備しようとするものでございます。

議案第60号につきましては、道路法施行令の一部改正に伴い、占用料を改定しようとするものでございます。

議案第61号につきましては、東光スポーツ公園球技場の使用時間及び使用料の単位に係る規定

を整備するほか、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第62号につきましては、旭川駅前広場及び旭川駅高架下に設置する駐輪場の供用時間に係る規定を整備しようとするものでございます。

議案第63号につきましては、市立旭川病院経営委員会の委員定数を改定しようとするものでございます。

議案第64号につきましては、包括外部監査契約の締結でございまして、1千222万円を上限とする金額で、中島幹雄氏と契約を締結しようとするものでございます。

議案第65号及び議案第66号につきましては、市道路線について、4路線を廃止し、8路線を認定しようとするものでございます。

次に、報告第1号から報告第3号までにつきましては、いずれも専決処分の報告についてでございます。

報告第1号につきましては、交通事故による損害賠償の額を定めることについてでございます。整理番号1につきましては、24万1千395円の賠償額を2月1日に、整理番号2につきましては、15万5千38円の賠償額を2月4日に、それぞれ専決処分をさせていただいたものであります。

報告第2号につきましては、東部住民センターにおける事故による損害賠償の額を定めることについてございまして、7万8千925円を損害賠償の額として1月28日に専決処分をさせていただいたものであります。

報告第3号につきましては、変更契約を締結することについてでありまして、整理番号1につきましては、総合庁舎建替（A）新築工事の契約金額を57億4千328万9千790円から57億4千412万9千948円に、整理番号2につきましては、総合庁舎建替（B）新築工事の契約金額を32億1千969万8千25円から32億2千10万3千45円に増額することについて、2月4日に専決処分をさせていただいたものであります。

最後に、先議のお願いでございます。議案第11号、議案第13号及び議案第14号の条例の制定につきましては、補正予算と関連があること、議案第12号の条例の制定につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行日が令和3年2月13日であることから、その取扱いにつきましては、議案第1号から議案第10号までの令和2年度各会計補正予算と併せて、御先議くださいますようお願い申し上げます。

以上、よろしく願いいたします。

○佐藤総合政策部長 議案第1号から議案第10号の令和2年度各会計補正予算につきまして、補正予算書に基づきまして御説明申し上げます。

まず、議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ31億8千487万8千円を追加しようとするものでございます。その内容といたしましては、補正予算書19ページから26ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、2款総務費では、市民活動交流センター管理費などを9事業で、1億7千515万7千円、3款民生費では、障害者福祉センター管理費など21事業で、6億8千777万1千円、4款衛生費では、母子保健衛生費国庫補助金償還金など7事業で、3億6千199万8千円、6款農林水産業費では、農業次世代人材投資事業費など3事業で、3千355万円、7款商工費では、クリーニン

グサポート事業費など6事業で5億9千425万6千円、8款土木費では、運動公園整備費など2事業で1億1千490万円、10款教育費では、給食施設整備費など12事業で、14億2千724万6千円をそれぞれ追加し、13款職員費では、給料及び諸手当で2億1千万円を減額しようとするものでございます。

これらの財源につきましては、14ページから18ページの歳入にお示しいたしておりますように、17款国庫支出金で、13億4千711万7千円、18款道支出金で1億3千802万4千円、20款寄附金で8千895万2千円、23款諸収入で、378万5千円、24款市債で、29億5千476万7千円をそれぞれ追加し、19款財産収入で、3億8千970万円、21款繰入金で、9億5千806万7千円をそれぞれ減額しようとするものでございます。4ページ及び5ページの第2表繰越明許費補正では、JR路線維持対策費など28件を繰越明許費として追加しようとするものでございます。6ページの第3表債務負担行為補正では、地域保育所指定管理料など11の事項について、債務負担行為を追加し、旭川市障害者福祉センター指定管理料など3つの事項について、限度額の変更などを行おうとするものでございます。7ページの第4表地方債補正では、減収補填債など3件を追加し、水道事業会計出資債など4件の限度額を変更しようとするものでございます。

次に、議案第2号、令和2年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、歳入予算を補正しようとするものでございます。その内容といたしましては、34ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますように、1款国民健康保険料で8千681万4千円を減額し、5款繰入金で同額を追加しようとするものでございます。

次に、議案第3号、令和2年度旭川市動物園事業特別会計補正予算につきましては、歳入予算を補正しようとするものでございます。その内容といたしましては、35ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますように、1款事業収入で5億6千515万1千円を減額し、5款繰入金で同額を追加しようとするものでございます。9ページ下段の第2表債務負担行為補正では、園内業務委託料など3つの事項について、債務負担行為を追加しようとするものでございます。

次に、議案第4号、令和2年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算につきましては、歳入予算を補正しようとするものでございます。その内容といたしましては、37ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますように、1款事業収入で2千21万5千円を減額し、5款繰入金で同額を追加しようとするものでございます。10ページ下段の第2表債務負担行為では、旭川駅前広場駐車場運營業務委託料について、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

次に、議案第5号、令和2年度旭川市育英事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4千678万4千円を追加しようとするものでございます。その内容といたしましては、補正予算書39ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、1款育英費に、積立金で4千678万4千円を追加しようとするものでございます。この財源につきましては、同じく39ページ上段の歳入にお示しいたしておりますように、2款寄附金で同額を追加しようとするものでございます。

次に、議案第6号、令和2年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億1千763万4千円を追加しようとするものでございます。その内容といたしましては、補正予算書41ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、

2 款保険給付費に居宅介護サービス給付費など 4 事業で、3 億 1 千 7 6 3 万 4 千円を追加しようとするものでございます。これらの財源につきましては、4 0 ページの歳入にお示しいたしておりますように、2 款国庫支出金で 8 千 1 8 0 万 8 千円、3 款支払基金交付金で、8 千 5 7 6 万 1 千円、4 款道支出金で 4 千 2 0 6 万 9 千円、6 款繰入金で、1 億 7 9 9 万 6 千円をそれぞれ追加しようとするものでございます。

次に、議案第 7 号、令和 2 年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 2 千 1 1 6 万 3 千円を追加しようとするものでございます。その内容といたしましては、補正予算書 4 2 ページ下段の事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますように、2 款後期高齢者医療広域連合納付金に、後期高齢者医療広域連合納付金で、1 億 2 千 1 1 6 万 3 千円を追加しようとするものでございます。この財源につきましては、同じく 4 2 ページ上段の歳入にお示しいたしておりますように、1 款保険料で同額を追加しようとするものでございます。

次に、議案第 8 号、令和 2 年度旭川市水道事業会計補正予算につきましては、4 4 ページの実施計画にお示しいたしておりますように、資本的収入で 5 億 2 千 2 8 万 8 千円、資本的支出で 5 億 2 千 3 0 万円をそれぞれ追加しようとするものでございます。4 3 ページの債務負担行為につきましては、配水管布設及び移設工事費について、債務負担行為を設定しようとするものであり、そのほか、関係条文につきましても、併せて整備しようとするものでございます。

次に、議案第 9 号、令和 2 年度旭川市下水道事業会計補正予算につきましては、4 7 ページの実施計画にお示しいたしておりますように、資本的収入で 2 0 億 5 千 7 0 9 万 4 千円、資本的支出で 2 0 億 5 千 7 4 0 万円をそれぞれ追加しようとするものでございます。4 6 ページの債務負担行為につきましては、水緑施設管理業務委託料について、債務負担行為を追加しようとするものであり、そのほか、関係条文につきましても併せて整備しようとするものでございます。

最後に、議案第 1 0 号、令和 2 年度旭川市病院事業会計補正予算につきましては、5 0 ページの実施計画にお示しいたしておりますように、資本的収入で 2 千万円を追加しようとするものでございます。4 9 ページの債務負担行為につきましては、令和 3 年度分医療廃棄物運搬及び処分業務等委託料など 2 つの事項について、債務負担行為を追加しようとするものでございます。

以上が、各会計補正予算の概要でございます。

続きまして、議案第 1 6 号から議案第 2 6 号までの令和 3 年度各会計予算につきまして、一括して御説明申し上げます。令和 3 年度各会計予算書の最初のページ、総括表を御覧ください。

まず、一般会計の当初予算でございますが、1 千 6 0 1 億 3 千万円で、前年度当初予算と比較して、3. 2 % の増となっております。一般会計につきましては、歳入歳出予算のほか、債務負担行為が 2 4 件、地方債については 2 2 件をそれぞれ定めようとするものでございます。また、一時借入金の最高額については、2 0 0 億円にしようとするものでございます。

次に、特別会計につきましては、企業会計を含め、国民健康保険事業など 1 0 会計合計で、1 千 2 0 9 億 6 9 0 万 7 千円で 0. 7 % の増となっております。各特別会計につきましては、歳入歳出予算のほか、動物園事業で地方債を、介護保険事業で債務負担行為をそれぞれ定めようとするものでございます。また、水道事業、下水道事業、病院事業の各企業会計につきましては、業務の予定量など関係条文も併せて定めようとするものでございます。そして、総括表の 1 番下になりますが、

一般会計と特別会計を合わせた合計では、2千810億3千690万7千円で、2.1%の増となったところでございます。

以上、令和3年度の各会計予算の概要でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○木下委員長 ここで、委員の皆さんから特段御発言ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○木下委員長 それでは続きまして、追加提出予定のものにつきまして、理事者から説明を受けたいと思います。

○野崎総務部長 追加を予定しております議案につきましては、旭川市固定資産評価審査委員会委員の選任及び人権擁護委員の推薦の2件であります。固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、穴口昭三氏、石田純枝氏、岡崎幸治氏、高波澄子氏の4名の方々が、本年4月13日をもって、また、人権擁護委員の推薦につきましては、荒木関栄氏、川西康夫氏、戸嶋千里氏、水口正博氏の4名の方々が、本年9月30日をもって、それぞれ任期満了となることによるものであります。よろしくお願いいたします。

○木下委員長 ただいま説明のあった件に関わりまして、皆さんから特段御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○木下委員長 それでは、追加提出予定のものにつきましては、従来どおり、各派会長会議で協議すること及び本会議直接審議とし、会期末の本会議で扱いたいと思いますがよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○木下委員長 次に、（3）の議会提出議案について、アの請願・陳情議案の審査結果報告について、事務局から説明を受けます。

○平尾議会事務局議事調査課長 アの請願・陳情議案の審査結果報告につきましては、現在のところ結論の出たものはございませんが、今後結論が出た場合は、取扱いの時期等につきまして、改めて御協議いただきたいと思います。

以上です。

○木下委員長 ただいまの事務局の説明のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○木下委員長 それではそのようにさせていただきます。

次に、イの議員の行政調査派遣についてであります。令和3年度の単独行政視察の実施分については、今定例会中に議員派遣の議決が必要であります。派遣議員以外の議会運営委員を提出者として議案化し、最終の議会運営委員会で取り扱いたいと思いますがよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○木下委員長 それでは、次に移ります。ウの意見書・決議案についてであります。各会派に意見書・決議案の提案の有無を確認してまいります。

○菅原委員（自民会議） ございません。

○品田委員（民主連合） 意見書について1件用意があります。

○中野委員（公明） ありません。

○石川委員（共産） 意見書、控え目に4件お願いします。

○金谷委員（無党派G） ありません。

○木下委員長 それでは、民主連合1件、共産4件ということですので、事務局から文案を配付させます。

(資料配付)

○木下委員長 それでは、意見書・決議案の調整につきましては、従来どおり代表者会議で行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に移ります。(4)の議案の審議方法に入っております。

まず初めに、アの令和3年度各会計予算と関連議案及び単独議案について協議をさせていただきます。こちらは従来どおり特別委員会付託となります。付託議案が議案第16号ないし議案第64号の以上49件、名称は予算等審査特別委員会とさせていただきます。構成につきましては、議長を除く全議員ということで33人、次に、正副委員長であります。ここで各党派及び無所属に希望の有無を確認してまいりたいと思います。

○菅原委員(自民会議) 相談に応じたいと思います。

○品田委員(民主連合) 相談に応じたいと思います。

○中野委員(公明) 希望しません。

○石川委員(共産) 希望しません。

○金谷委員(無党派G) 希望しません。

○横山委員外議員(無所属) 希望しません。

○木下委員長 それでは、自民会議と民主連合が相談に応じていただけるということですので、両党派で正副委員長をお願いしたいと思いますので、調整をよろしく願いいたします。正副委員長名の届出の時期につきましては、後ほど日程のところで相談をさせていただきます。次に、特別委員会の設置の時期であります。こちらにつきましても日程のところで改めて相談をさせていただきます。分科会の設置数であります。2分科会とさせていただきます。その名称につきましては、総務経済文教分科会、民生建設公営企業分科会とさせていただきます。分科会の構成であります。総務経済文教分科会は、総務常任委員会、経済文教常任委員会の両常任委員会委員、民生建設公営企業分科会につきましては、民生常任委員会、建設公営企業常任委員会の両常任委員会委員とさせていただきます。ただし、予算等審査特別委員会委員長は除きます。次に、分科会の正副委員長であります。こちらは輪番制となっております。今回は、総務常任委員会の正副委員長と民生常任委員会の正副委員長となりますのでよろしく願いいたします。

次に、分科会の審査分担事項であります。各常任委員会の所管別とさせていただきます。別紙分担一覧表のとおりとさせていただきます。なお、一般会計予算については、後日の議会運営委員会で協議をさせていただきます。次に、特別委員会及び分科会の日程であります。こちらは日程のところで改めて相談をさせていただきます。次に、特別委員会及び分科会の開催場所あります。予算等審査特別委員会は議場を、総務経済文教分科会は第1委員会室、民生建設公営企業分科会は第2委員会室とさせていただきます。ここまでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○木下委員長 それでは次に、イの令和2年度各会計補正予算とこれに関連を有する議案及び単独議案についてであります。

議案第1号ないし議案第15号の以上15件について、本会議直接審議とするか、特別委員会付

託とするかについて、各会派及び無所属の御意見を伺ってまいります。

○菅原委員（自民会議） 特別委員会設置を望みます。

○品田委員（民主連合） 特別委員会設置がいいと思います。

○中野委員（公明） 特別委員会設置が望ましいと思います。

○石川委員（共産） 特別委員会設置が望ましいと思います。

○金谷委員（無党派G） 本会議直接審議でもいいと思いましたが、皆さんに合わせてみます。

○横山委員外議員（無所属） 皆さんに合わせてみます。

○木下委員長 それでは、自民会議、民主連合、公明及び共産が特別委員会付託ということで、無党派G及び無所属横山議員につきましては、合わせていただけるということありますので、今回は特別委員会を設置して審議のほうをさせていただくことにしたいと思います。特別委員会設置ということになりましたので、特別委員会の部分について、確認をさせていただきます。

まず、付託議案につきましては、先ほど申し上げましたように、議案第1号ないし議案第15号の以上15件、なお、付託議案以外の議案第65号、議案第66号及び報告第1号ないし報告第3号の以上5件につきましては、本会議直接審議とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○木下委員長 報告第1号ないし報告第3号につきましては従来どおり補正予算等の審議の本会議で扱いたいと思いますがよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○木下委員長 次に、特別委員会の名称であります。補正予算等審査特別委員会とさせていただきます。構成につきましては、正副委員長案をお示ししたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○木下委員長 特別委員会の構成ですが、従来、委員数については15人としておりましたが、今回の案としては、新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減の観点から、委員数を減らして、委員数を13人とさせていただきたいと思っております。その内訳につきましては、自民会議4、民主連合4、公明2、共産2、無党派G1ということで、自民会議と民主連合から1名ずつを減らすという形にさせていただきたいと思っております。

次に、正副委員長について、希望の有無を各会派に確認をさせていただきます。

○菅原委員（自民会議） 相談に応じたいと思っております。

○品田委員（民主連合） 相談に応じたいと思っております。

○中野委員（公明） すみません。希望しません。

○石川委員（共産） 希望しません。

○金谷委員（無党派G） 希望しません。

○木下委員長 それでは、自民会議、民主連合で相談に応じていただけるということでありますので、こちら調整のほうをそれぞれの会派でお願いいたします。委員名の届出につきましては、日程のところで相談させていただきます。正副委員長につきましても、委員名と同時に届出をお願いいたします。次に、設置の時期ですが、こちらにつきましても日程のところで相談させていただきます。委員会の設置場所は第1委員会室とさせていただきます。

以上、特別委員会についてでありましたが、このような形で実施をさせていただくということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○木下委員長 それでは次に移ります。代表質問についてであります。

まず、時期と通告につきましては、後ほど日程のところで相談をさせていただきます。質問時間につきましては片道40分、質問回数は1回、人数につきましては、各会派1人の計5人とさせていただきます。内訳ですが、1日目に3人、2日目に2人とさせていただきますと思います。1日目、午前中に1人、午後から2人と、2日目は午前中に1人、午後から1人とさせていただきますと思いますがよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○木下委員長 順序につきましては大会派順とさせていただきますと思いますが、こちらもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○木下委員長 場所につきましては、登壇の上、実施することといたしたいと思います。

以上が代表質問についてであります。こちらにつきましても、このように取り扱うことによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○木下委員長 次に、6番目の大綱質疑に移ります。今回の大綱質疑は、予算等審査特別委員会の付託議案に関わる大綱質疑となります。

まず、時期についてですが、こちらにつきましては、日程のところで後ほど相談をさせていただきます。通告の時期につきましても、日程のところで相談をさせていただきます。

ここで、1点お願いがあります。発言の通告であります。旭川市議会会議規則第48条第2項において「発言通告書には、質疑についてはその要旨(中略)を記載しなければならない。」と規定されておりますが、記載内容が議案の件名のみなど、質疑の要旨が分かりにくい通告が見受けられます。例えば、令和3年度予算についてだとか、市政方針についてだとか、教育行政方針についてと言ったような、余りにもばふらっとしているものが見受けられるということで、通告の内容については、市議会ホームページなどで広く市民にお知らせしているということもありますので、できるだけ伝わりやすく、分かりやすい内容としていただくよう御協力をお願いしたいと思います。

なお、一般質問の要領というものが、昭和39年の議会運営委員会で決定されておまして、具体的な記載例も記載されておりますので、そちらもぜひ参考にしてください。次に、大綱質疑の時間について、質疑のみ25分、回数は3回以内とさせていただきます。ここで各会派及び無所属に大綱質疑を予定されている方の人数をお聞きしてまいります。

○菅原委員(自民会議) 大綱質疑ありません。

○品田委員(民主連合) ゼロから1でお願いします。

○中野委員(公明) 1名でお願いします。

○石川委員(共産) 1名でお願いします。

○金谷委員(無党派G) 1名でお願いします。

○横山委員外議員(無所属) 希望しません。

○木下委員長 次に、順序であります、正副議長、議運の正副委員長立会いの上、抽せんとさせていただきます。質疑場所につきましては、質疑質問席とさせていただきます。大綱質疑については以上です。

それでは次に、会期と日程についてであります、正副委員長案をお示ししたいと思いますよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○木下委員長 それでは、事務局から配付をさせます。

(資料配付)

○木下委員長 それでは確認をさせていただきます。まず、告示は2月12日に既にされております。開会が2月19日金曜日、閉会日が3月25日の木曜日ということで、通算35日間とさせていただきますと思います。2月17日に補正予算等審査特別委員会の委員名の届出、正副委員長名も併せてお願いいたします。19日は本会議ということで、この日は開会日となります。補正予算等の提案説明を受けて、その上で補正予算等審査特別委員会を設置することとなります。22日の月曜日になりますが、補正予算等審査特別委員会で審議を行っていただき、お休みを1日挟んで24日に補正予算等審査特別委員会で取りまとめまでを行っていただくと。25日の木曜日に本会議を開催し、補正予算等の審議を行います。この後、26日は本会議において、市政方針、教育行政方針、新年度予算等の提案説明があると。3月1日の正午までが代表質問の通告締切りになります。2日が大綱質疑の通告締切り、こちらも正午締切りとなります。3日に、予算等審査特別委員会の正副委員長名を届出いただくと。こちらも正午まででお願いしたいと思います。代表質問が4日と5日、その後休みを挟んで、8日、9日が大綱質疑と。9日は大綱質疑終了後、予算等審査特別委員会を設置させていただきます。分科会での審議が11日から19日までで、23日に本委員会を開いて総括質疑と取りまとめまでを行っていただきます。24日は事務整理日、25日に議案審議を行って閉会という流れになります。このような日程でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○木下委員長 それでは、以上が第1回定例会に関わっての協議でありました。

次に、2のその他ということですが、(1)の令和3年度議会費予算についてであります。従来どおり、委員会終了後、総括表を各会派の代表委員及び無所属議員のほうに配付をさせていただきますので御確認ください。

次に、(2)の新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のための対応についてであります。議員の質疑等に関わって、質問取りや資料要求等のために委員会室控室や各会派の控室前の通路に理事者が集まり、密になっている状況にあります。そこで、新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、質疑等を行う予定の議員につきましては、可能な限り電話やメール等をまず活用いただきたいと思います。当然、打合せが必要になってくる部分もあると思いますので、その場合は打合せの日時等を担当部局と調整をしていただいて、できるだけ控室の前に職員の皆さんが集まらないように、そこで密にならないような配慮を議員側でもしていただけるようお願いしたいと思います。また、補正予算等審査特別委員会及び予算等審査特別委員会において資料要求をする際には、事前に担当部局に連絡をしていただき、委員会の初日には、事前に資料要求する旨の連絡があった部局のみ出席をします。いつものように全部局が初日に委員会に入るといったことではなく、事前

に連絡のあった部局のみ出席することとして対応したいと思います。このことにつきましては、議長を通じて、特別委員会の委員長にそのように運営していただくよう申し伝えたいと思います。

このことにつきましては、委員の皆さんから各会派の皆さんにもお伝えいただくようお願いいたします。

以上になります。

次回の議会運営委員会につきましては、2月24日水曜日、午前10時、こちらは口頭招集とさせていただきます。実際には補正予算等審査特別委員会が終わった後ということになりますので、御承知おきください。

以上で、本日の議会運営委員会を散会いたします。

散会 午前10時49分